

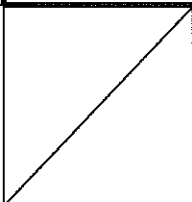
家畜共済に係る参考資料

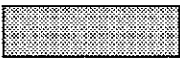
I	家畜共済の共済目的の種類……………	1
II	牛の種別と共済目的の種類との関連……………	2
III	家畜共済の共済目的の種類ごとの加入頭数、 共済金額、共済掛金及び支払共済金……………	3
IV	家畜共済における共済掛金（割引）標準率甲、 乙及び丙……………	4
V	家畜共済における「イ」及び「ロ」の保険関係……	5
VI	家畜共済の共済掛金国庫負担割合……………	7
VII	薬価の算定方法……………	8

I 家畜共済の共済目的の種類

- 1 乳用成牛：乳牛の雌で、共済掛金期間開始の時（その共済掛金期間開始の後、当該包括共済関係に係る家畜共済に付された家畜にあっては、その家畜共済に付された時。以下同じ。）において出生後第5月の月の末日を経過したもの
- 2 成乳牛：乳牛の雌で、共済掛金期間開始の時において出生後第13月の月の末日を経過したもの
- 3 育成乳牛：乳牛の雌で、共済掛金期間開始の時において出生後第5月の月の末日を経過し、第13月の月の末日を経過しないもの
- 4 乳用子牛等：乳牛の雌で、共済掛金期間開始の時において出生後第5月の月の末日を経過しないもの並びに乳牛の雌以外の乳牛の子牛（出生後第5月の月の末日を経過しない牛）で出生後引き続き飼養されているもの及び乳牛の胎児
- 5 肥育用成牛：肉用牛で、肥育の対象となるもののうち、共済掛金期間開始の時において出生後第5月の月の末日を経過したもの
- 6 肥育用子牛：肉用牛で、肥育の対象となるもののうち、肥育用成牛以外のもの
- 7 その他の肉用成牛：肥育用成牛及び肥育用子牛以外の肉用牛で、共済掛金期間開始の時において出生後第5月の月の末日を経過したもの
- 8 その他の肉用子牛等：肥育用成牛、肥育用子牛及びその他の肉用成牛以外の肉用牛及び乳牛以外の牛の胎児
- 9 乳用種種雄牛：乳用種に属する種雄牛で、種畜証明書の交付を受けているもの
- 10 肉用種種雄牛：肉用種に属する種雄牛で、種畜証明書の交付を受けているもの
- 11 種雄馬：品種にかかわらずすべての種雄馬で、種畜証明書の交付を受けているもの
- 12 一般馬：種雄馬以外の馬
- 13 種豚：繁殖用の豚
- 14 一般肉豚：特定肉豚以外の肉豚（飼養群単位引受方式）
- 15 特定肉豚：法第150条の5の4の特定包括共済関係に係る肉豚（年間一括引受方式）

Ⅱ 牛の種別と共済目的の種類との関連

種別	性別 又は 用途別	共 済 目 的 の 種 類				備 考
		出 生 前 の も の	出生後第5月の 月の末日までの もの 〔授精等の後240日以上 のものに限る。〕	出生後第5月の 月の末日を経過 したもの ～ 出生後第13月の 月の末日を経過 していないもの	出生後第13月の 月の末日を経過 したもの	
乳 牛	雌	乳 用		育 成 乳 牛 (乳 用 成 牛)	成 乳 牛	乳牛の雌等 (包括共済 対象家畜)
	雄	子	牛 等	乳 用 種 種 雄 牛		個 別 共 済
				肥 育 用 成 牛		肉 用 牛 等 (包括共済 対象家畜)
肉 牛	肥育用		肥育用子牛	肥 育 用 成 牛		
	肥育用以外	そ の 他 の 肉 用 子 牛 等		そ の 他 の 肉 用 成 牛		個 別 共 済
					肉 用 種 種 雄 牛	

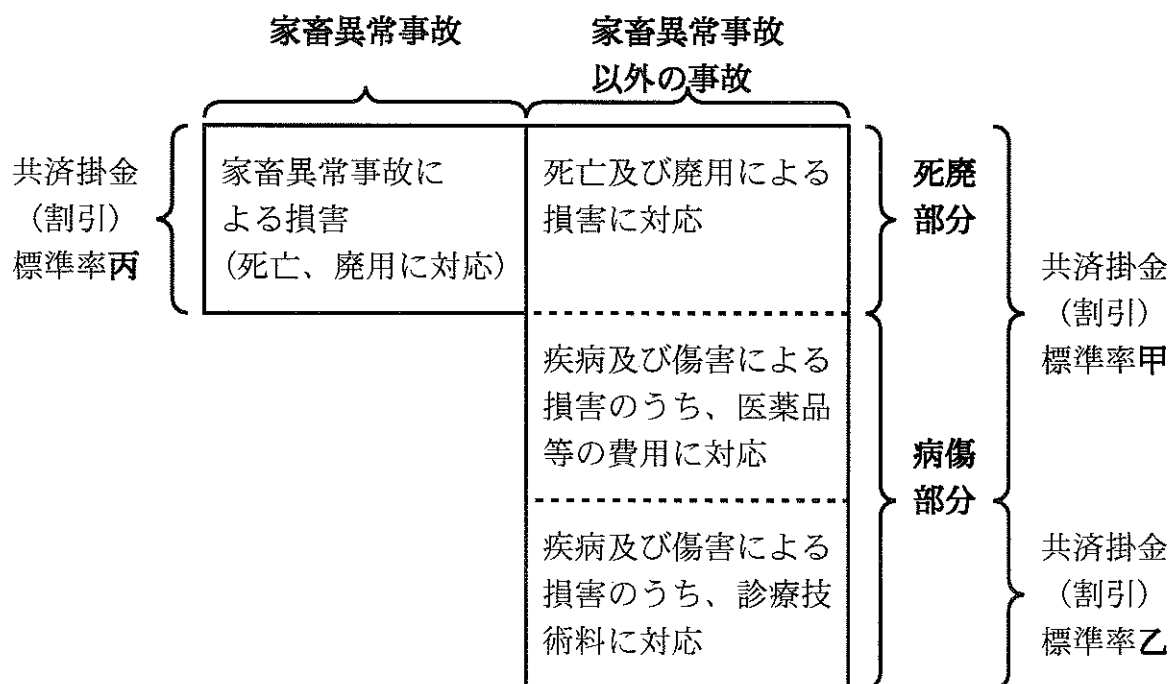
(注) 「乳用子牛等」の  部分の牛は、「乳牛の雌等」の共済加入者の飼養から離れた場合には、「肉用牛等」の共済対象家畜になる。

Ⅲ 家畜共済の共済目的の種類ごとの加入頭数、共済金額、共済共済掛金及び支払共済金(平成16年度～18年度平均)

共済目的の種類	加入頭数 (単位：頭)	共済金額① (単位：百万円)	共済掛金 (単位：百万円)	支払共済金② (単位：百万円)	被害率②／① (単位：%)
乳用成牛	1,455,469	297,301	39,794	36,229	12.2
成乳牛	1,274,376	274,508	39,662	35,594	13
育成乳牛	181,092	22,792	131	634	2.8
乳用子牛等	832,261	30,550	2,094	2,545	8.3
肥育用成牛	938,493	154,285	7,326	5,055	3.3
肥育用子牛	57,068	3,804	321	859	22.6
その他の肉用成牛	670,380	152,990	6,239	4,347	2.8
その他の肉用子牛等	799,933	61,577	6,228	5,088	8.3
乳用種種雄牛	23	10	1	1	10
肉用種種雄牛	594	280	22	17	6.1
種雄馬	492	571	43	58	10.2
一般馬	30,262	32,932	1,158	1,040	3.2
種豚	187,785	9,696	847	741	7.6
一般肉豚	1,031,055	10,635	1,182	1,247	11.7
特定肉豚	690,311	5,642	749	827	14.7
合計	8,149,594	1,057,573	105,797	94,282	8.9

Ⅳ 家畜共済における共済掛金（割引）標準率甲、乙及び丙

家畜共済掛金標準率＝共済掛金標準率甲＋同 乙＋同 丙



（※）「家畜異常事故」とは、一度発生すると被害が大きいものとして、次に該当する場合である。

- ① 家畜伝染病予防法の定めるところにより、伝染性疾病のうち牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚コレラ又はアフリカ豚コレラによって、家畜の移動又は移出が禁止され、又は制限された場合における当該疾病による死亡及び廃用事故
- ② 激甚災害法及び天災融資法の天災として指定された災害による特別被害地域における死亡及び廃用事故

V 家畜共済における「イ」及び「ロ」の保険関係

家畜共済においては、農業災害補償法第125条第1項第3号により「イ」及び「ロ」の2種類の保険関係が設けられている。

1 「イ」の保険関係（開業獣医師が診療する場合）

「イ」の保険関係とは、元受けである農業共済組合又は市町村（以下「組合等」という。）が死亡、廃用、疾病及び傷害による災害について支払うべき共済金のうち、一定部分を、農業共済組合連合会（以下「連合会」という。）に対し保険に付する関係をいう。

この場合の組合等が連合会に支払うべき保険料は、共済掛金率中の甲率、乙率及び丙率のすべてに対応するものとなり、連合会が支払う保険金は共済金に保険割合（通常8割）を乗じて得た額になる。

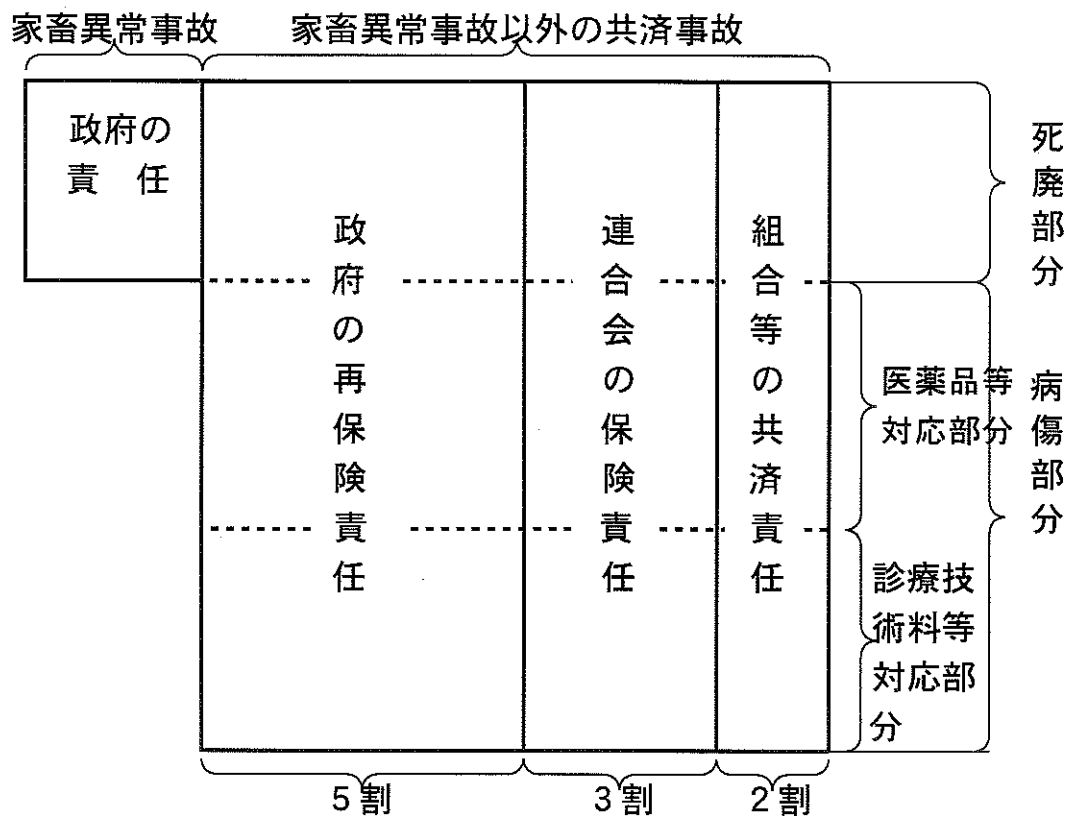
2 「ロ」の保険関係（組合等営の家畜診療所で診療する場合）

「ロ」の保険関係とは、組合等が死亡、廃用、疾病及び傷害による損害について支払うべき共済金のうち、疾病及び傷害に係る診療技術料等を除いた一定部分を、連合会に対し保険に付する関係をいう。

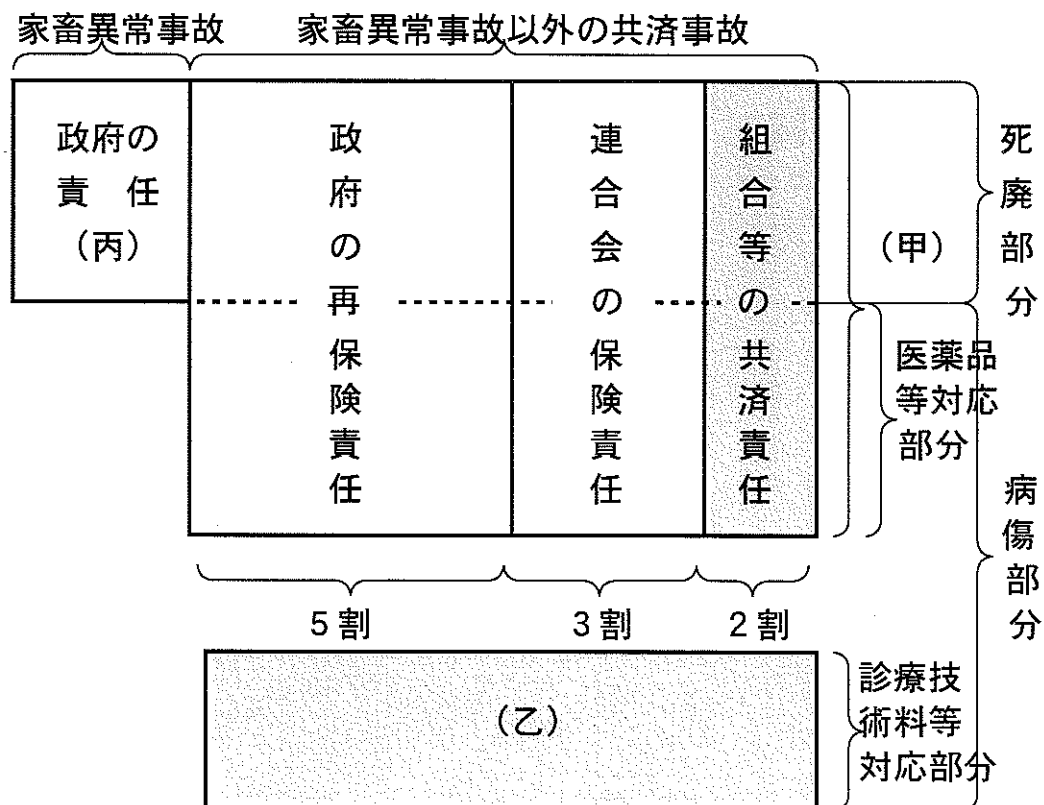
この場合の組合等が連合会に支払うべき保険料は、共済掛金率中の甲率及び丙率に対応する部分のみで、乙率に対応する部分は組合等（家畜診療所）に留められることになる。

3 「イ」保険及び「ロ」保険の責任分担

(1) 「イ」保険



(2) 「ロ」保険



Ⅵ 家畜共済の共済掛金国庫負担割合

種類	国庫負担割合
牛又は牛の胎児	2 分の 1
馬	
豚	5 分の 2

VII 薬価の算定方法

家畜共済における病傷給付の適正化に資するため家畜診療施設を対象に行った実態調査の中での医薬品の購入実態（以下「医薬品調査」という。）及び製薬会社を対象に行った収載希望医薬品調査（以下「収載希望調査」という。）の結果をもとに、以下により薬価の算定を行う。

- 1 健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項の規定に基づき診療報酬の算定方法の規定により定められた使用薬剤の薬価（薬価基準）に収載されている医薬品

薬価基準による価格を薬価とする。

- 2 医薬品調査による購入施設数が5カ所以上の医薬品（参考1）

当該医薬品の購入価格の90%バルクライン価格を薬価とする。

- 3 医薬品調査による購入施設数が2カ所以上4カ所以下の医薬品（参考2）

(1) 当該医薬品の平均購入価格に、収載希望のあった全医薬品のうち1に該当する医薬品ごとの平均購入価格に対する90%バルクライン価格の割合を平均して得た値を乗じて得た額に相当する価格を薬価とする。

(2) 1に該当する医薬品が3品目以上である会社の医薬品については、上記(1)の平均して得た値に代えて当該会社の医薬品ごとの平均購入価格に対する90%バルクライン価格の割合を平均して得た値を乗じて得た額に相当する価格を薬価とする。

- 4 医薬品調査による購入施設数が1カ所である医薬品又は購入実績のない医薬品（参考3）

(1) 収載希望調査による獣医師向け価格（以下「獣医師向け価格」という。）に、収載希望のあった全医薬品のうち1に該当する医薬品ごとの獣医師向け価格に対する90%バルクライン価格の割合を平均して得た値を乗じて得た額に相当する価格を薬価とする。

(2) 1に該当する医薬品が3品目以上である会社の医薬品については、上記(1)の平均して得た値に代えて当該会社の1に該当する医薬品ごとの獣医師向け価格に対する90%バルクライン価格の割合を平均して得た値を乗じて得た額に相当する価格を薬価とする。

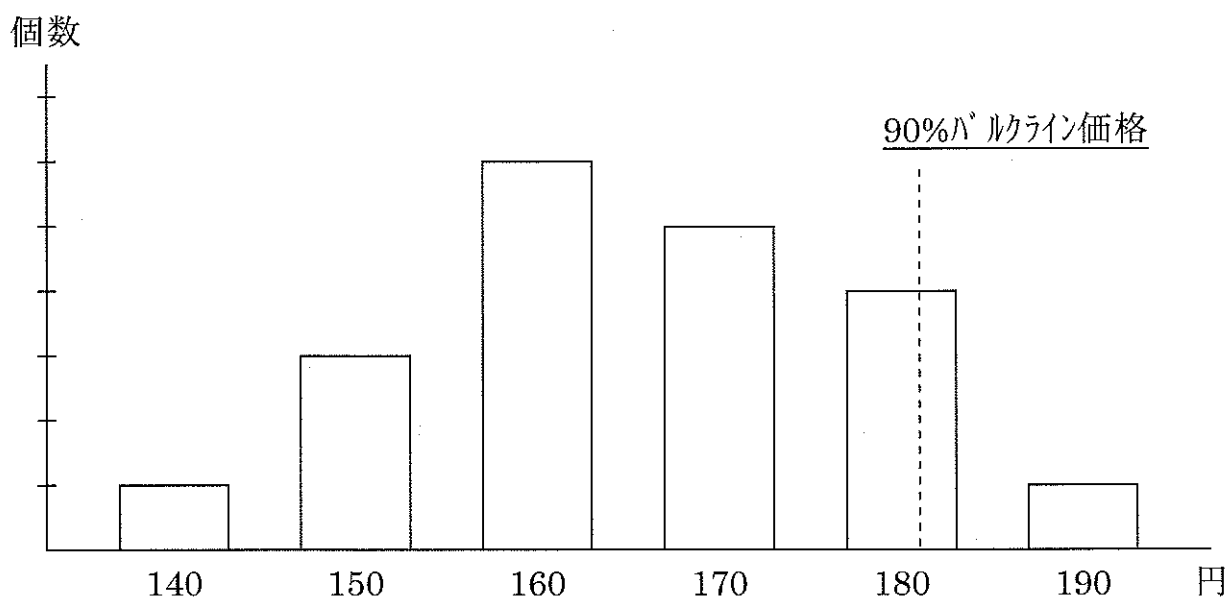
注) 1及び2に該当する医薬品のうち包装単位が複数あるものについては、医薬品調査で最も購入施設数の多い包装単位により薬価を算定する。

(参考1) 90%バルクライン価格

90%バルクライン価格とは、同一医薬品について購入された100個の購入価格を安い方から順に並べた場合、90%目(90個目)の価格が、90%バルクライン価格となる。

(例)

購入価格	購入数量	累積数量
140 円	5 個	
150	15	20 個
160	30	50
170	25	75
180	20	<u>95</u> <-----90%バルクライン価格 (180 円)
190	5	100



(参考2) 薬価の算定例1

医薬品調査による購入施設数が2カ所以上4カ所以下の医薬品

2-(1): B社c医薬品の場合(購入施設数3カ所)

$$\text{平均購入価格 } 420 \text{ 円} \times \frac{1.07}{\text{別表㉔}} = 449 \text{ 円}$$

2-(2): E社f医薬品の場合(購入施設数2カ所)

$$\text{平均購入価格 } 300 \text{ 円} \times \frac{1.12}{\text{別表㉔}} = 336 \text{ 円}$$

(参考3) 薬価の算定例2

医薬品調査による購入施設数が1カ所以下の医薬品

3-(1): C社d医薬品の場合(購入施設数1カ所)

$$\text{獣医師向け価格 } 450 \text{ 円} \times \frac{0.95}{\text{別表㉔}} = 428 \text{ 円}$$

3-(2): E会社h医薬品の場合(購入施設数1カ所)

$$\text{獣医師向け価格 } 270 \text{ 円} \times \frac{0.92}{\text{別表㉔}} = 248 \text{ 円}$$

(別表)

1. 収載希望のあった全ての会社の医薬品

会社名	品名	購入 施設数	平均購入 価格 ①	獣医師向け 価格 ②	90%パ [®] ルライン 価格 ③	③／①	③／②
A社	a	21	110 円	120 円	115 円	1.05	0.96
	b	6	210	230	215	1.02	0.93
B社	c	3	420	440	—	—	—
C社	d	1	390	450	—	—	—
D社	e	6	570	620	602	1.06	0.97
E社	f	2	300 円	320 円	—	—	—
	g	6	130	150	148 円	1.14	0.99
	h	1	230	270	—	—	—
	i	28	250	300	267	1.07	0.89
	j	43	470	600	540	1.15	0.88
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
平 均						1.07	0.95

①

②

2. E 会社の医薬品

会社名	品名	購入 施設数	平均購入 価格 ①	獣医師向け 価格 ②	90%パ [®] ルライン 価格 ③	③／①	③／②
E社	f	2	300 円	320 円	—	—	—
	g	6	130	150	148 円	1.14	0.99
	h	1	230	270	—	—	—
	i	28	250	300	267	1.07	0.89
	j	43	470	600	540	1.15	0.88
平 均						1.12	0.92

③

④